

静岡県教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第50号

静岡県教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(静岡県教職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 静岡県教職員の給与に関する条例(昭和31年静岡県条例第52号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(扶養手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)については、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第2号に該当する扶養親族(子に限る。) 1人につき7,500円(職員に配偶者が不在場合にあつては、そのうち1人については12,000円)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)については、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第2号に該当する扶養親族(子に限る。) 1人につき8,000円(職員に配偶者が不在場合にあつては、そのうち1人については12,000円)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において</p>

<p>受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の85</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の105</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の40</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の50</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 （略）</p>	<p>受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の115</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の55</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 （略）</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	156,300	200,600	329,200	416,500
	2	157,800	202,300	331,400	418,300
	3	159,300	204,000	333,700	420,100
	4	160,800	205,700	335,800	421,800
	5	162,500	207,500	338,100	423,300
	6	164,400	209,200	340,300	424,800
	7	166,200	210,900	342,600	426,700
	8	168,000	212,500	344,900	428,600
	9	169,800	214,300	346,700	430,400
	10	171,900	216,200	348,800	432,200
	11	173,900	218,100	350,900	434,100
	12	175,900	220,000	353,000	435,900
	13	177,900	221,700	355,100	437,600
	14	180,100	223,700	357,100	439,500
	15	182,300	225,700	359,100	441,300
	16	184,500	227,700	361,100	443,200
	17	186,800	229,600	362,900	444,900
	18	189,400	232,300	364,800	446,700
	19	191,900	235,000	366,600	448,500
	20	194,400	237,700	368,600	450,300
	21	196,900	240,300	370,200	451,900
	22	198,600	243,100	372,100	453,600
	23	200,300	245,700	374,000	455,500
	24	202,000	248,400	375,900	457,200
	25	203,500	250,900	377,200	458,900
	26	205,200	253,400	379,000	460,500
	27	206,900	255,900	380,800	462,100
	28	208,500	258,200	382,700	463,600
	29	210,000	260,900	384,600	465,100
	30	211,700	263,300	386,500	466,400
	31	213,400	265,500	388,400	467,700
	32	215,100	267,700	390,400	469,000
	33	216,700	269,800	392,100	470,200
	34	218,500	272,000	393,800	470,900
	35	220,300	274,200	395,400	471,600

36	222,100	276,200	397,200	472,300
37	223,700	278,500	398,400	472,900
38	225,500	280,500	399,900	473,600
39	227,300	282,400	401,300	474,300
40	229,100	284,400	402,700	475,000
41	230,800	286,200	404,400	475,600
42	232,500	288,600	405,800	476,300
43	234,100	290,900	407,100	477,000
44	235,700	293,400	408,600	477,700
45	237,200	295,500	410,200	478,300
46	238,600	298,000	411,500	479,000
47	239,900	300,300	413,000	479,700
48	241,100	303,000	414,600	480,400
49	242,600	305,400	416,300	481,000
50	244,100	307,800	417,700	481,700
51	245,300	310,300	419,300	482,400
52	246,800	312,600	420,800	483,100
53	248,000	314,900	422,500	483,700
54	249,200	317,100	424,000	
55	250,600	319,200	425,600	
56	251,700	321,400	427,200	
57	253,000	323,500	428,700	
58	254,100	325,600	430,200	
59	255,200	327,700	431,400	
60	256,400	329,700	432,600	
61	257,700	331,800	433,800	
62	259,000	333,900	435,100	
63	260,400	336,100	436,400	
64	261,500	338,300	437,600	
65	262,800	340,100	438,800	
66	264,300	342,300	440,000	
67	265,800	344,300	441,200	
68	267,500	346,500	442,400	
69	269,000	348,300	443,600	
70	270,400	350,200	444,800	
71	271,800	352,300	446,000	
72	273,200	354,300	447,200	
73	274,300	355,900	448,300	
74	275,700	357,800	448,900	
75	277,100	359,600	449,400	

再任 用職 員以 外の 職員	76	278,300	361,500	449,900
	77	279,600	363,400	450,400
	78	280,800	365,100	451,000
	79	282,000	366,800	451,500
	80	283,200	368,400	452,000
	81	284,300	369,900	452,500
	82	285,500	371,400	453,100
	83	286,700	372,900	453,600
	84	287,900	374,300	454,100
	85	289,000	375,400	454,600
	86	290,100	376,800	
	87	291,100	378,200	
	88	292,300	379,500	
	89	293,400	380,800	
	90	294,500	382,100	
	91	295,700	383,300	
	92	296,900	384,600	
	93	297,500	385,900	
	94	298,500	387,000	
	95	299,600	388,300	
	96	300,800	389,500	
	97	301,800	390,900	
	98	302,900	391,900	
	99	303,900	393,000	
	100	305,000	394,000	
101	305,900	394,900		
102	307,000	395,900		
103	308,100	397,000		
104	309,100	398,100		
105	309,700	398,800		
106	310,600	399,700		
107	311,400	400,600		
108	312,200	401,500		
109	313,100	402,300		
110	313,500	403,200		
111	313,900	404,000		
112	314,400	404,800		
113	315,000	405,400		
114	315,400	406,100		
115	315,900	406,800		

116	316,400	407,500
117	317,000	408,100
118	317,500	408,600
119	317,900	409,000
120	318,400	409,400
121	318,900	409,800
122	319,300	410,100
123	319,800	410,400
124	320,300	410,600
125	320,900	410,800
126	321,200	411,100
127	321,500	411,400
128	321,800	411,600
129	322,000	411,800
130	322,300	412,100
131	322,600	412,400
132	322,900	412,600
133	323,100	412,800
134	323,300	413,100
135	323,500	413,400
136	323,800	413,600
137	324,100	413,800
138	324,300	414,100
139	324,600	414,400
140	324,900	414,600
141	325,100	414,800
142	325,300	415,100
143	325,600	415,400
144	325,800	415,600
145	326,100	415,800
146	326,300	416,100
147	326,600	416,400
148	326,900	416,600
149	327,100	416,800
150	327,300	
151	327,600	
152	327,900	
153	328,100	
154	328,300	
155	328,600	

	156	328,900			
	157	329,100			
再任用職員		233,600	273,900	330,700	414,800

備考

- 1 この表は、次に掲げる職員に適用する。
 - (1) 高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舍指導員並びに教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の指導主事、社会教育主事その他の職員で人事委員会規則で定めるもの
 - (2) 併設型中学校に勤務する教頭、教諭、助教諭及び講師のうち当該中学校に係る併設型高等学校の教科を担当する職員で人事委員会規則で定めるもの
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 (第5条関係)

中学校小学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	156,300	172,200	261,100	290,100	406,300
	2	157,800	174,300	263,600	292,700	407,800
	3	159,300	176,400	265,900	295,600	409,300
	4	160,800	178,600	268,200	298,100	410,800
	5	162,500	180,600	270,800	300,600	412,200
	6	164,400	182,800	273,200	303,000	413,600
	7	166,200	185,000	275,400	305,300	415,100
	8	168,000	187,200	277,600	307,700	416,700
	9	169,800	189,500	279,900	310,100	418,100
	10	171,900	192,300	282,200	312,700	419,500
	11	173,900	195,000	284,600	315,400	420,900
	12	175,900	197,700	286,800	318,300	422,200
	13	177,900	200,600	289,200	320,800	423,500
	14	180,100	202,300	291,300	322,800	424,900
	15	182,300	204,000	293,200	324,800	426,300
	16	184,500	205,700	295,200	327,100	427,700
	17	186,800	207,500	297,300	329,200	428,900
	18	189,400	209,200	299,800	331,400	430,200
	19	191,900	210,900	302,300	333,700	431,400
	20	194,400	212,500	305,000	335,800	432,700
	21	196,900	214,300	307,300	338,100	433,800
	22	198,600	216,200	309,900	340,300	435,000
	23	200,300	218,100	312,200	342,600	436,300
	24	202,000	220,000	314,900	344,900	437,600
	25	203,500	221,700	317,500	346,700	438,900
	26	205,100	223,700	319,800	348,500	440,100
	27	206,700	225,700	322,200	350,400	441,100
	28	208,200	227,700	324,400	352,300	442,200
	29	209,900	229,600	326,700	354,100	443,400
	30	211,600	232,300	328,700	355,900	444,200
	31	213,300	235,000	330,900	357,600	445,000
	32	215,000	237,700	333,100	359,500	445,900
	33	216,500	240,300	335,000	361,000	446,800
	34	218,200	243,100	337,100	362,700	447,300
	35	219,900	245,700	339,200	364,200	447,800

36	221,600	248,400	341,200	366,000	448,300
37	223,100	250,900	343,200	367,900	448,800
38	224,800	253,400	345,100	369,400	449,300
39	226,500	255,900	347,100	370,800	449,800
40	228,200	258,200	349,000	372,400	450,300
41	229,800	260,900	350,700	373,500	450,800
42	231,500	263,300	352,500	374,900	451,300
43	233,100	265,500	354,100	376,300	451,800
44	234,700	267,700	355,800	377,800	452,300
45	236,400	269,800	357,600	379,300	452,800
46	237,900	272,000	359,300	380,900	453,300
47	239,200	274,200	360,700	382,500	453,800
48	240,600	276,200	362,300	384,000	454,300
49	242,000	278,500	363,500	385,400	454,800
50	243,400	280,500	365,000	386,900	455,300
51	244,900	282,400	366,600	388,400	455,800
52	246,100	284,400	368,200	389,800	456,300
53	247,200	286,200	369,700	391,000	456,800
54	248,600	288,600	371,200	392,300	
55	249,800	290,900	372,700	393,400	
56	251,000	293,400	374,200	394,500	
57	252,200	295,500	375,700	395,900	
58	253,400	298,000	377,100	397,100	
59	254,500	300,300	378,500	398,300	
60	255,700	303,000	379,800	399,600	
61	257,100	305,400	380,700	400,800	
62	258,300	307,800	381,900	401,800	
63	259,500	310,300	383,100	403,200	
64	260,400	312,600	384,200	404,500	
65	261,400	314,900	385,100	405,700	
66	262,800	317,100	386,300	406,800	
67	264,200	319,200	387,300	408,000	
68	265,700	321,400	388,400	409,100	
69	267,300	323,500	389,600	410,100	
70	268,800	325,600	390,600	411,300	
71	270,300	327,800	391,700	412,500	
72	271,700	329,800	392,900	413,700	
73	272,700	331,900	393,900	414,300	
74	273,900	334,000	395,000	415,100	
75	275,200	336,200	396,100	415,800	

	76	276,400	338,400	397,200	416,300
	77	277,700	340,100	398,100	416,600
	78	278,800	342,000	399,000	417,000
	79	280,000	343,700	400,000	417,400
	80	281,200	345,500	401,000	417,800
	81	282,400	347,300	401,800	418,100
	82	283,300	349,100	402,600	418,500
	83	284,500	350,600	403,300	418,900
	84	285,700	352,400	404,100	419,200
再任 用職 員以 外の 職員	85	286,700	353,600	404,800	419,500
	86	287,600	355,200	405,600	419,900
	87	288,300	356,700	406,300	420,300
	88	289,300	358,200	407,000	420,600
	89	290,300	359,600	407,600	420,900
	90	291,200	360,900	408,300	421,200
	91	292,100	362,300	408,800	421,500
	92	293,000	363,700	409,500	421,700
	93	293,300	365,200	409,900	421,900
	94	294,000	366,500	410,300	422,200
	95	294,700	367,800	410,600	422,500
	96	295,500	369,000	410,900	422,700
	97	296,300	370,000	411,200	422,900
	98	297,100	371,000	411,500	423,200
	99	297,900	372,000	411,800	423,500
	100	298,600	373,000	412,000	423,700
	101	299,500	373,900	412,200	423,900
102	300,000	374,900	412,500	424,200	
103	300,500	375,900	412,800	424,500	
104	301,000	376,900	413,000	424,700	
105	301,200	377,700	413,200	424,900	
106	301,600	378,600	413,500		
107	301,900	379,500	413,800		
108	302,100	380,500	414,000		
109	302,300	381,300	414,200		
110	302,500	382,300			
111	302,800	383,300			
112	303,100	384,300			
113	303,300	384,900			
114	303,500	385,800			
115	303,700	386,700			

116	304,000	387,600	
117	304,300	388,400	
118	304,600	389,100	
119	304,900	389,900	
120	305,200	390,700	
121	305,300	391,300	
122	305,500	392,100	
123	305,800	392,800	
124	306,100	393,500	
125	306,300	394,100	
126		394,800	
127		395,300	
128		395,900	
129		396,600	
130		397,200	
131		397,700	
132		398,200	
133		398,500	
134		398,800	
135		399,100	
136		399,400	
137		399,700	
138		400,000	
139		400,300	
140		400,600	
141		400,900	
142		401,200	
143		401,500	
144		401,800	
145		402,000	
146		402,300	
147		402,600	
148		402,800	
149		403,000	
150		403,300	
151		403,600	
152		403,800	
153		404,000	
154		404,300	
155		404,600	

	156		404,800			
	157		405,000			
	158		405,300			
	159		405,600			
	160		405,800			
	161		406,000			
	162		406,300			
	163		406,600			
	164		406,800			
	165		407,000			
再任用職員		224,800	270,700	297,700	324,000	404,800

備考

- この表は、中学校及び小学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

第2条 静岡県教職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(扶養手当)</p> <p>第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>前項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)については、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>前項第2号に該当する扶養親族(子に限る。) 1人につき8,000円(職員に配偶者が不在場合にあつては、そのうち1人については12,000円)</u></p> <p>(2) <u>前項第2号に該当する扶養親族(子を除</u></p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。<u>ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、職務の級が職員の給与に関する条例(昭和28年静岡県条例第31号)第4条第1項第1号に掲げる行政職給料表(以下「行政職給料表」という。)の9級以上に相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行政職9級以上相当職員」という。)に対しては、支給しない。</u></p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p><u>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(職務の級が行政職給料表の8級に相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行政職8級相当職員」という。)にあつては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき11,000円とする。</u></p>

く。)及び前項第3号から第5号までの扶養親族 1人につき6,500円(職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち1人については11,000円)

4 (略)

第11条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨(新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。)を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合(前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合(第1号に該当する場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはそ

4 (略)

第11条 新たに職員となつた者に扶養親族(行政職9級以上相当職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、行政職9級以上相当職員から行政職9級以上相当職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合(行政職9級以上相当職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。)

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び行政職9級以上相当職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族(行政職9級以上相当職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合においてはその者が職員となつた日、行政職9

の事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に

級以上相当職員から行政職9級以上相当職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級以上相当職員以外の職員となつた日、職員に扶養親族（行政職9級以上相当職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、行政職9級以上相当職員以外の職員から行政職9級以上相当職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級以上相当職員となつた日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職9級以上相当職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる

第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職9級以上相当職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある行政職9級以上相当職員が行政

職 9 級以上相当職員以外の職員となつた場
合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の
規定による届出に係るものがある行政職 8
級相当職員が行政職 8 級相当職員及び行政
職 9 級以上相当職員以外の職員となつた場
合

(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の
規定による届出に係るもの及び扶養親族た
る子で同項の規定による届出に係るもの
がある職員で行政職 9 級以上相当職員以外
のものが行政職 9 級以上相当職員となつた場
合

(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の
規定による届出に係るものがある職員で行
政職 8 級相当職員及び行政職 9 級以上相当
職員以外のものが行政職 8 級相当職員とな
つた場合

(7) 職員の扶養親族たる子で第 1 項の規定に
よる届出に係るもののうち特定期間にある
子でなかつた者が特定期間にある子となつ
た場合

(勤勉手当)

第22条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事
委員会規則で定める割合を乗じて得た額とす
る。この場合において、任命権者が支給する
勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号
に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ
当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員が
それぞれその基準日現在（退職し、又は死
亡した職員にあつては、退職し、又は死亡
した日現在。次項において同じ。）において
受けるべき扶養手当の月額及びこれに対す

(勤勉手当)

第22条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事
委員会規則で定める割合を乗じて得た額とす
る。この場合において、任命権者が支給する
勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号
に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ
当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員が
それぞれその基準日現在（退職し、又は死
亡した職員にあつては、退職し、又は死亡
した日現在。次項において同じ。）において
受けるべき扶養手当の月額及びこれに対す

<p>る地域手当の月額合計額を加算した額に <u>100分の95</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の115</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の55</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>る地域手当の月額合計額を加算した額に <u>100分の90</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の110</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の52.5</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第5項から第7項までの規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 第1条の規定(静岡県教職員の給与に関する条例(以下「教職員給与条例」という。)第22条第2項の改正を除く。)による改正後の教職員給与条例の規定は平成29年4月1日(以下「適用日」という。)から、第1条の規定(教職員給与条例第22条第2項の改正に限る。)による改正後の教職員給与条例の規定は同年12月1日から適用する。
(適用日前の異動者の号給の調整)
- 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(給与の内払)
- 第1条の規定による改正後の教職員給与条例(以下「改正後の教職員給与条例」という。)の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の教職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の教職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。
(平成33年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)
- 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の教職員給与条例(以下この項から第7項までにおいて「第2条改正後教職員給与条例」という。)第10条第1項ただし書及び第11条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、次の表の左欄に掲げる第2条改正後教職員給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条第3項	扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(職務の級が行政職給料表の8級に相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行政職8級相当職員」という。)にあつては、	前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき9,500円(職員
---------	--	--

	3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき11,000円	に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については11,500円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあつては、そのうち1人については9,000円)
第11条第1項	扶養親族(行政職9級以上相当職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、行政職9級以上相当職員から行政職9級以上相当職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等	扶養親族
	その旨	その旨(新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)
第11条第1項第1号	場合(行政職9級以上相当職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。)	場合
第11条第1項	(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び行政職9級以上相当職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。)	(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。) (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合(前号に該当する場合を除く。) (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合(第1号に該当する場合を除く。)
第11条第2項	扶養親族(行政職9級以上相当職員にあ	扶養親族

	つては、扶養親族たる子に限る。)	
	なつた日、行政職 9 級以上相当職員から行政職 9 級以上相当職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職 9 級以上相当職員以外の職員となつた日	なつた日
	同項の規定による届出に係るものがない場合	前項の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、行政職 9 級以上相当職員以外の職員から行政職 9 級以上相当職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職 9 級以上相当職員となつた日	死亡した日
第11条第3項	次の各号のいずれか	第 1 号、第 2 号若しくは第 7 号
	においては、その	又は扶養手当を受けている職員について第 1 項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの
	その日が	これらの日が
	第 1 号又は第 3 号	第 1 号
	の改定	の改定（扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除

		く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定
第11条第3項第2号	扶養親族（行政職9級以上相当職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族

6 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条改正後教職員給与条例第10条第1項ただし書及び第11条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、次の表の左欄に掲げる第2条改正後教職員給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条第3項	扶養親族たる配偶者、父母等	前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族
	（職務の級が行政職給料表の8級に相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行政職8級相当職員」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号	、同項第2号
第11条第1項	扶養親族（行政職9級以上相当職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職9級以上相当職員から行政職9級以上相当職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等	扶養親族
第11条第1項第1号	場合（行政職9級以上相当職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）	場合
第11条第1項第2号	場合及び行政職9級以上相当職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合	場合
第11条第2項	扶養親族（行政職9級以上相当職員にあ	扶養親族

	つては、扶養親族たる子に限る。)	
	なつた日、行政職 9 級以上相当職員から行政職 9 級以上相当職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職 9 級以上相当職員以外の職員となつた日	なつた日
	同項の規定による届出に係るものがない場合	前項の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、行政職 9 級以上相当職員以外の職員から行政職 9 級以上相当職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職 9 級以上相当職員となつた日	死亡した日
第11条第3項	次の各号のいずれか	第1号、第2号又は第7号
	第1号又は第3号	第1号
第11条第3項第2号	扶養親族（行政職 9 級以上相当職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)	扶養親族

7 平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間は、第2条改正後教職員給与条例第10条第1項ただし書並びに第11条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、次の表の左欄に掲げる第2条改正後教職員給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条第3項	扶養親族たる配偶者、父母等	前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)
	の8級	の8级以上
	行政職8級相当職員	行政職8级以上相当職員
	前項第2号	同項第2号
第11条第1項	扶養親族（行政職 9 級以上相当職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)	扶養親族

	職員に扶養親族たる配偶者、父母等	
第11条第1項第1号	場合（行政職9級以上相当職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）	場合
第11条第1項第2号	場合及び行政職9級以上相当職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合	場合
第11条第2項	扶養親族（行政職9級以上相当職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族
	なつた日、行政職9級以上相当職員から行政職9級以上相当職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級以上相当職員以外の職員となつた日	なつた日
	同項の規定による届出に係るものがない場合	前項の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、行政職9級以上相当職員以外の職員から行政職9級以上相当職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級以上相当職員となつた日	死亡した日
第11条第3項	次の各号のいずれか	第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号
	第1号又は第3号	第1号
第11条第3項第2号	扶養親族（行政職9級以上相当職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族
第11条第3項第4号	行政職8級相当職員が行政職8級相当職員及び行政職9級以上相当職員	行政職8級以上相当職員が行政職8級以上相当職員
第11条第3項第6号	行政職8級相当職員及び行政職9級以上相当職員	行政職8級以上相当職員
	が行政職8級相当職員	が行政職8級以上相当職員

(人事委員会規則への委任)

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。